

会議録(要旨)

- 1 会議名 令和5年度第3回北九州市障害者施策推進協議会
- 2 会議種別 付属機関
- 3 議題
(1) 「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例」の一部改正に関する諮問への答申(案)について
(2) 「第7期北九州市障害福祉計画」及び「第3期北九州市障害児福祉計画」の計画(案)について
(3) 「北九州市障害者計画(平成30年度～令和5年度)」の実施状況について
(4) 「第6期北九州市障害福祉計画」及び「第2期北九州市障害児福祉計画」の評価について
- 4 開催日時 令和5年8月23日(水)
18時30分～20時20分
- 5 開催場所 市役所本庁舎 3階 大集会室
(北九州市小倉北区城内1番1号)
- 6 出席者氏名
【委員】(50音順、敬称略)
池田委員、伊野委員、今村委員、榎委員、落野委員、小橋委員、柴田委員、白川委員、高橋委員、田中委員、鳥越委員、中村委員(会長)、久森委員、本城委員、民田委員、森委員、山田(貴代加)委員、山田(貴広)委員
(計18名)

【事務局】
保健福祉局長、障害福祉部長、障害福祉企画課長、指定指導担当課長、精神保健・地域移行推進課長 等
- 7 会議経過(発言内容)
議題(1)

「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例」の一部改正に関する諮問への答申（案）について

- 一番最後のところで、マイナンバーの活用とあるが、マイナンバーが活用できる範囲は法律で決まっているので、これを上げられるかどうかは気になるところであるがどうか。

（事務局）

マイナンバーについては、今後、国の方も、ICTの進展に伴って利用できる範囲等も見直すという形で方向性を示しているの、それを踏まえて活用を考えていくという事になる。

議題（2）

「第7期北九州市障害福祉計画」及び「第3期北九州市障害児福祉計画」の計画（案）について

■ 3 成果目標（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障害にも「にも」がひっかかる。他の表現に変えられないか。

（事務局）

精神障害のある方は障害のある人の中でも地域生活へのハードルが高く、国のほうでも仕組みを推し進めていこうとしている。表現は国の指針（資料3）にならっている。

■ 3 成果目標（8）発達障害のある人等に対する支援の充実・強化 ※本市独自の目標

- 本市独自と書かれている理由は。

（事務局）

国の指針では成果目標7項目に対し、活動指標は8項目となっており、活動指標に「発達障害者等に対する支援」はあるが、成果目標にはない。現計画策定時に、指標があるなら成果もあつたほうがわかりやすいということで、本市計画に取り入れたもの。

■ 3 成果目標（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神保健福祉法の改正とあわせて計画するべきでは

（事務局）

法改正は福祉計画の成果目標に文言として出てこないが、前回まで協議いただいた障害者計画に反映している。

■ 3 成果目標（6）相談支援体制の充実・強化等

- 相談支援が増えている中で障害者基幹相談支援センターの役割を明確化して北九州市の基幹

相談センターの特殊性を打ち出す必要性があると思う。

(事務局)

- 以前から北九州市では基幹相談支援センターを中心とした相談体制を構築してきており、今後の役割を関係団体と共有しながら地域の相談体制を強化しようとしている。
支援計画の表現も含め、国の指針等に沿うよう検討したい。

■ 3 成果目標 (8) 発達障害のある人等に対する支援の充実・強化

- 強度行動障害はあえてここに入れているのか。

(事務局)

こちらのほうがわかりやすいと考えた。

議題(3)「北九州市障害者計画(平成30年度～令和5年度)」の実施状況について

議題(4)「第6期北九州市障害福祉計画」及び「第2期北九州市障害児福祉計画」の評価について

■ 資料5-1 「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

- 現状の課題・今後の見通しはもっと具体的に書けるのではないかな。

(事務局)

今後検討したい。

■ 2-(2)-3 (医療的ケアが必要な子どもの支援の推進)

- 「保健・医療・障害福祉・保育等の関係機関」とあるが、学校が入っていない。関係機関に含まれているのかもしれないが入れた方がいいと思う。
学校看護師を市HPで募集しているが、現在どのくらいいるのか。

(事務局)

(学校看護師) 関係課へ確認する。

(事務局)

(学校の記載がない件) ご指摘のとおり教育が抜けているので検討する。

■ 5-(3)-1 (障害の特性に応じた就労支援の充実)

- 「精神障害、発達障害等の特性に応じた・・・」とあるが、「等」に難病患者は含まれるのか。

5－(3)－2では「精神障害・発達障害のある人や難病患者が」と書かれている。

(事務局)

難病も含めた記載が必要。検討してまいりたい。

■5－(5)－2 (利用料や運賃等に対する割引・減免等)

- 手帳や難病受給者証の提示で減免される場合がある。2024年から難病患者登録証が発行されることが決まったのでぜひここに加えていただきたい。公的機関が先駆けて採用してほしい。

(事務局)

登録者証のことは実施状況ではなく今後のことになる。次期計画または施策の推進の中でどう位置付けていくのかというのが重要。登録者証をどう活用していくかについてはいろいろな機会をとらえて議論していきたい。

■3－(3)－1 (地域社会の仕組みづくり)

- 自立生活援助を実施したとあるが、どこの事業所でやっているのか。実施されていないと認識している。

(事務局)

市内には事業はないが、市外の事業所が実施していて、利用した実績がある。

- 今後も市外の事業者を活用していくということか。

(事務局)

残念ながら今はないが市内の事業者にぜひやってほしいと思っている。

■資料7 令和4年度主な成果目標ごとの取り組み実績

- 地域生活支援拠点等が有する機能の充実の実施状況に「事業所を公募により選定し・・・」とある。公募はなじまないと思っていたが、実施状況欄にあるということは決定しているのか。

(事務局)

資料7－1 第6期北九州市障害福祉計画・第2期北九州市障害福祉計画の目標管理シートの令和4年度評価欄から転記したもの。当時の検討状況であり、実施状況としてはなじまないのを削除する。

■資料7－1 (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- 令和5年度は緊急時の受け入れ施設が減少する(2施設が1施設)とあるがなぜか。しっか

り整備してもらいたいと思う。

(事務局)

コロナ対応がなくなったため減らしているが、空床を確保しつつ、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場ということで事業所間のネットワークをつくって対応していけないかと考えている。今後も皆様の意見を聞きながら拠点の整備を進めていきたい。

- 地域生活支援拠点の整備については情報が入ってこない。前に聞いたときはコロナ渦で施設名は公表しないということであったが、今後情報提供はないのか。

(事務局)

公表については関係者とも協議しており、どういった方法で情報提供したらいいかということも含め検討したい。

- わかりにくいので情報提供してもらいたい。

■ 5 - (2) - 1 (一般企業への就労の促進)

- インターン制度の活用が有効だと思う。

(事務局)

障害のある方の就労はミスマッチングで離職率が高い。そうした中、事業所で正規雇用となる前に一定期間実際に働いてみて就労を決めたり、特別支援学校からのインターン受け入れなどの取り組みが行われている。

障害者雇用をしている事業者に就労に関するセミナー等をしているので、そうしたところを通じてどういったことができるか協議してまいりたい。

■ 11 - (2) - 2 (障害特性や必要な配慮等に関する市民の理解の促進)

- ひきこもりや精神障害のある人を対象としたものだと思うが、当事者の話が聞けて良かったという評判を得ているとある。こうした当事者の話は依存症や摂食障害についても説得力がある。依存症や摂食障害は知識を持っていれば防ぐことができる可能性があるので、中学や高校でこうした取り組みができるといいのではないか。

(事務局)

当事者の声を聞くということに関して、精神障害のある方のピアサポーターという取り組みがあり、現在14名が活動している。精神科に入院している方のところへ行って地域に戻った時の話をしたり、地域の講演会に出たり、学生に話をしたりして活動している。当事者の話はわかりやすいということもあり、活動の場を広げながら引き続き進めていきたい。

○ できるだけ多くの学校で行われることを希望する。

■ 3 - (3) - 5 (行動障害等のある人への支援)

○ 行動障害が注目されているが、行動障害に至らない予防的な視点が大事だと思う。行動障害だけに注目するのではなくて全体的なかかわりの基本的なことのレベルアップが必要。

(事務局)

多くの方にしっかりと特性を理解していただくことが大事と思っている。

いろんな形で研修開催しているが、こうした意見を伺いながら研修のあり方、いかにしたら多くの方に理解してもらえるか、予防する視点の方策など、支援計画に反映できるのであれば追加していきたい。

■ 11 - (1) (広報・啓発活動の推進)

○ HP、パンフレット等で情報発信しているというが、若い人は興味がないので見ない。見るのは関係ある人。出前公演等行動して啓発して行ってほしい。

小さいころから学校で障害者に対する理解を深めるようなカリキュラムを取り入れたらいいのではないか。

(事務局)

若い人への伝達については SNS 等若者がよく使用する伝達手段を検討したい。

カリキュラムについては確認する。道徳の時間などで対応していると思う。

■ 資料 7 - 1 (4) 福祉施設から一般就労への移行等

○ 就労支援は移行よりも定着を図ることを重点的にやってほしい。

(事務局)

定着を上げるための仕組みづくり検討している。関係の事業所等へのセミナーを通じて対応してまいりたい。

■ 11 - (2) - 2 (障害特性や必要な配慮等に関する市民の理解の促進)

○ 障害当事者として出前講座で話したことがある。他の当事者委員とも障害者差別解消のためやっていけたらいいと話している。

■ 資料 7 - 1 (4) 福祉施設から一般就労への移行等

○ 就労実績は高いが、定着率が悪いということは移行した人が辞めているということか。

(事務局)

一般就労への移行については目標に達しているが、定着率は低いという現状。

■ 2 - (2) - 3 (医療的ケアが必要な子どもの支援の推進)

- 医療的ケア児の親から、放課後等デイサービスで医ケア児の受入れが少ないという声を聞く。働きたいけど、預けるところがないので預けられる日数だけ行くという。同じ学校に通いながら、症状によって差がある。

(事務局)

確かに放課後児童サービスにしても児童発達支援事業にしてもそれぞれの事業所数に比べて医療的ケア児に対応できる事業所は少ない。

令和3年度の制度改正で医療的ケア児の受け入れに加算制度を設けて推進を図っているがまだ進んでいない。今後も医療的ケア児支援協議会などを通じて関係事業所と協議しながら支援を進めていきたい。

■ 2 - (3) - 2 (医療従事者に対する障害と障害のある人や子どもの専門的知識の普及)

- 特別支援学校入学前の相談が1回しかできなかったとか、通級なのか通学なのか特別支援学校なのかというところを納得しないまま進学したという声が多くある。

発達障害者支援センター「つばさ」があるが、はたしてどのくらい機能しているのかわからない。そうした保護者にも周知されていないことに疑問を感じる。研修の充実を図る前に、当事者に救いの手が届くようにしてほしい。

(事務局)

発達障害者支援センター「つばさ」は就学状況や発達障害の診断有無に関わらず子どもの相談を受けており、12歳までの子どもの相談は全体の2割弱くらいは受けている。

ほかの方からもどういった窓口なのかわからないという声もあり、今年は市政日より1面でも取り上げたが、今後広報にも力を入れていこうと思っている。

就学相談に関する今日のご意見は教育委員会の関係課へ伝える。

- 北九州市の就学に関する相談はかなり丁寧にやっているほうだと思う。ただ、十分ではないのだろうと思う。

■ 3 - (2) - 1 (相談支援体制の充実)

- 相談支援体制の充実とは具体的に。

(事務局)

障害を問わず、総合相談窓口として基幹相談支援センターを設置して、24時間365日、虐待対

応を含めて様々な相談を受け付けている。その中で必要に応じて関係機関と連携してその方に合った支援を提供している。

8 その他 傍聴者0名

9 問い合わせ先 保健福祉局 障害福祉部 障害福祉企画課 企画調整係
電話番号 093-582-2453